

資料2

令和5年度

堺市精神保健福祉関係
新規・拡充業務について

○ こころの健康センター

1 薬物依存症からの回復支援のための新たな連携について（拡充）

違法薬物使用は犯罪であるため、薬物事犯者として刑をうける。薬物事犯の出所後の再犯率が高く、薬物依存症の回復に向けた治療や支援が重要である。

堺市には大阪刑務所があり薬物事犯による服役を受けている者がいるため、受刑中の薬物事犯者に対し、回復支援の情報提供を行うことを検討し、大阪刑務所と「薬物事犯者の社会復帰支援の取組に関する意見交換会（令和4年11月1日）」を実施、出所後支援の連携を開始した【1】。

また、薬物事犯による保護観察がつく者は、保護司との面談が実施されるため、下記の研修を行った【2】。

【1】大阪刑務所との出所後支援の連携	
満期出所 対象者	堺市内の帰住先へ満期出所する薬物事犯者に、大阪刑務所よりこころの健康センター専門相談の情報を提供(堺市作成のリーフレットの配布)、希望する者には出所後の初回相談日を事前調整(状況に応じて入所中の事前面談を実施)。
【2】大阪保護観察所堺支部 保護司会との連携 -薬物依存症の知識と回復支援についての研修会-	
保護観察 対象者	堺市内の保護司を対象とした研修に、「薬物依存症の正しい知識や堺市での回復支援の取り組みについて」を実施。 薬物依存症の知識と薬物依存症者への支援や回復プログラムの実際を理解してもらい、保護司活動の中で回復支援の情報提供をしていただき、仮出所者等を相談支援に繋いでいく。